令和８年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、笹原和俊『フェイクニュースを科学する』(化学同人、２０２１年)第４章を題材として、長文読解力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、論理の組み立て能力等を多面的に評価することを目的として出題した。

【採点基準】

各設問の模範答案例は、以下のとおりである。以下の模範答案例はあくまで一例であり、長文読解力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、論理の組み立て能力等の観点から採点を行った。

〔設問１〕（２０点）

「情報オーバーロード」の問題とは、情報化社会において情報の生産量が飛躍的に増大し、IoT やクラウドサービスの発達により人間だけではなく、あらゆるモノが情報発信するようになる「超データ社会」に突入してきている一方で、人間の記憶容量や認知能力が依然として有限のままであるため、人間の認知的許容量を超え、情報過多になることをいう。（１６０文字)

〔設問２〕（３０点）

「ソーシャルボット」には、①デモやヘイトスピーチが繰返し投稿され拡散されるという問題、②特定の候補者を支持するメッセージを自動投稿したり逆に特定の候補者を陥れるような嘘やデマを拡散したりし、投票行動を操作し、選挙の公正が害されるという問題、③英国のＥＵ離脱に関する国民投票に見られるように、ソーシャルボットが活用されて国民投票への政治的介入のおそれがあるという問題、④ワクチン陰謀論等の根拠のない陰謀論がばらまかれ、ひいては根拠のない特定の法案の反対論者を増加させるという問題などがある。（２４４文字)

〔設問３〕（２０点）

最近では、深層学習の技術がフェイク画像やフェイク動画作成にも利用され、登場人物の顔や姿を無関係な第三者のものを合成して作成した「ディープフェイク」と呼ばれる動画も登場している。また、ＡＩを使って合成したバラク・オバマのフェイク動画を公開されたこともある。このようにデジタルテクノロジーの進化によりフェイク画像・動画の生成が容易になってきており、事実と虚偽の境界がどんどん曖昧になってきている。（１９６文字)

〔設問４〕（３０点）

情報がオーバーロードする現代社会においては、「フェイク」により他者の信用・名誉を害し、ヘイトスピーチがばらまかれ、選挙の公正が害され、民主主義の過程が歪められる危険性がある。こうした問題に対処するためには、メディアリテラシーを高めて個々人が真実と虚偽を見分けられるような能力をつけることが重要である。また、ファクトチェック機関による事実チェックをすることも考えられる。さらに、表現の自由の問題はあるものの、フェイクニュースを媒介するプラットフォームに対して、フェイクニュース拡散を防止するための措置を採るよう立法をすることも考えられる。（２６８文字）

以上

令和８年度専修大学法科大学院入学者選抜試験　出題趣旨
第二期入試　小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

問題文と設問の趣旨を適切に把握して的確に表現できているかどうか、という点に着目して採点を行った。あくまで一例であるが、各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問１〕１５点

構築主義的な代表論とは、代表される者が代表する者を選ぶのではなく、代表する者が代表される者を能動的に構築しているという主張。

（あるいは）

民意を反映されるべき所与のものとしてではなく、「代表するという主張」の提起によって構築されるものとして捉え直すことによって、代表過程の動態を描くという主張。

（あるいは）

代表関係は「代表するという主張」が不特定多数の聴衆を名宛人として不断になされ，聴衆がこれを取捨選択するといった動態的な過程を通じて形成されるという主張。

〔設問２〕２０点

ポピュリズムは、デモクラシーを活性化させる要素がないわけではない。さまざまな不満や諸々の異質な要求の間に連鎖を作ることによって民意を動員することに成功している面もある。しかし、その本質は、反多元主義である。反対派に正統な発言を認めようとしないポピュリズムは、さまざまな価値観や利害関心の多元性を重視するリベラル・デモクラシーとは相容れないところがあり、権威主義と呼ばれる体制に接近していく可能性もある。こうしたポピュリズムの台頭は、リベラルではないデモクラシーの傾向を示している。

〔設問３〕３０点

デモクラシーを重視して政治的決定の正統性を確保したとしても、決定内容の正しさが保障されるわけではないため、民主的ではないリベラリズムに着目する視点が生じる。筆者は、政治的に決定された内容に誤りがあれば，その決定を導いた政治的手続きの正統性

に疑いが生じるのであり，正しい決定に導く政治的手続きを考える必要が生まれるとし、そのための構想として「エピストクラシー」と「ロトクラシー」を取り上げている。

「エピストクラシー」とは、政治的リテラシーの点で有能な者がより多くの有能な者がより多くの発言権を持つ体制を支持する議論である。正しい結論を導くためには一人一票という政治的平等を犠牲にしてもやむを得ないと考えるものである。これに対して、「ロトクラシー」とは、代表者を選挙だけではなく、くじによって選出することを擁護する議論である。選挙と異なり、くじには金の力、数の力、知名度は作用しないため、市民の多様な観点が代表される。くじの対象は市民全員であり、「エピストクラシー」と異なり政治的平等も損なわない。ただし、政治の素人に政策形成・決定を委ねるところがあるため、正しい決定内容が得られる見込みが薄いところがある。選挙によって選ばれた代表とくじによって選ばれた代表を組み合わせたり、くじによる代表者に対する専門家のレクチャーを通じた学習の必要性が指摘されている。

〔設問４〕３５点

政治的手続きには、自己決定や政治的平等を実現する価値があるという見方があり、このような見方によれば、手続きそれ自体に価値があるということになる。これに対して、政治的手続きそれ自体には価値はなく、あくまで政治的続きによって実現される目的の実現に価値があるという見方もある。政治的手続きを重視することによって、正しい決定内容が導かれるといった価値、あるいは手続きによって市民の知性や徳が涵養されるといった価値である。この見方によれば、政治的手続きは道具に過ぎず、政治的手続きの尊重によってかえって目的の実現が妨げられるのであれば、政治的手続きは重視されなくても良いということになる。このように、手続きを重視すれば決定内容の正しさという目的の実現が妨げられる場合があるため、非道具的価値と道具的価値が緊張関係に立っているということになる。

以上のような緊張関係は、選挙制度を考える際にきわめて重要な視点といえようが、どちらかの視点を過度に重視することは適切ではない。政治的手続きの保障といっても、それは間接民主制や直接民主制なども含めて多様な形がありえるし、決定内容の正しさを追求する場合も、その正しさの内容が判然としない場合が多い。両者の緊張関係に留意しつつ、それぞれの視点をバランスよく考慮し、政治的平等と決定内容の正しさの両者を追求していくことが肝要であると考える。

以上

令和８年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業）・第三期入試 小論文

１．出題趣旨

本小論文試験は，法曹に求められる読解能力と論理的な記述展開能力を試すことを目的としており，より具体的には，解答に必要な要素を抽出する能力，論理構造を把握する能力，自身の主張を伝えるための論理を構成する能力の水準を確認することを主眼とする。

２．解答例および採点基準

解答例および採点基準は次のとおりである。課題文の内容と設問の趣旨を把握したうえで，自身の見解を論理明快に展開できているか否かに着目して採点を行っている。

設問１

（解答例）

人々が自由に自身の選好を形成するのが本来であるが，外部環境に制約が存在し，自身の力ではこれを動かしがたい状況では，外部環境に自身の期待水準を委ね，「得られないものは欲しないもの」として内面で合理化することによって，外部環境に順応して制約下で形成された本来的でない選好を受け入れてしまう現象をいう。（148 字）

（採点基準）

下線部①に続くバーリンおよび井上達夫からの引用文を参考にし，その要旨をまとめれば設問１の解答が得られる。具体的には，①自己の力が及ばない外部環境が存在すること，②人はその外部環境に応じて自己の選好をを形成すること，③そうして形成された選好はその人が本来有する選好とは異なるかもしれないが，それを自己の内に受け入れ外部環境への順応を図ること。という３つの要素が含まれているかが採点のポイントである。

設問２

（解答例）

アーキテクチャが人々を監視し制約を加える恐れがあるものの，多くの場合にアーキテクチャによる監視や制約は人々の幸福を目的とする善意から生じており，それにより国民の安全や快適な結果が得られるから。（96 字）

（採点基準）

下線部②に続く本文では，アーキテクチャが存在することのメリットが記述されており，筆者は

必ずしもアーキテクチャの負の側面だけを見ているわけではないという点に気づいていれば解答は容易である。アーキテクチャの中には，善意から形成され人々の幸福，安全といった目的に資する側面があることを記述しているかが採点のポイントである。

設問３

（解答例）

アーキテクチャによる強制を法による強制と対比した場合には，2 つの特徴点を挙げることが可能である。第一に，強制を生み出す主体の相違である。法は政府が人々を支配するための道具であるが，人々は選挙を通じて政府を支配するため，結局のところ法は人々のコントロール下にあると考えられる。これに対して，政府等の公的機関に止まらず企業等の民間主体もアーキテクチャを形成することが可能であり，必ずしも人々が自身のコントロールの下にこれを置いているとは言えない。第二に，強制を行うために人々に強制を認識させる必要があるか否かである。法の場合は，規制の存在によって特定の行為を思いとどまるためには，人々がその強制を認識しその内容を理解していることが前提となるのに対して，アーキテクチャの場合には，そのような認識を要しない。人々がアーキテクチャによる強制を認識していなくとも，事前に人々の行為を制約することが可能である。（398 字）

（採点基準）

全文（特に 2〜3 頁）を読んで，アーキテクチャによる強制と法による強制の相違点を読み取ることが求められる。相違点は 2 つであり，①強制を生み出す主体の相違と②強制を行うために人々にその強制の存在を認識させる必要があるか否か，の 2 点である。そのうえ，具体的にその相違点を説明できているかどうかが採点のポイントである。

なお，両者の具体的な相違内容は次のとおりである

① 強制を生み出す主体

アーキテクチャ→政府のみならず民間主体。よって人々が完全にこれを管理下に置いているわけではない。

法 →政府だが，その政府が民主制を通じて人々が支配するため，結果として法は人々の管理下にある。

② 強制を行うために人々にその強制の存在を認識させる必要があるか否か，

アーキテクチャ→不要

法 →必要

設問４

（解答例）

筆者は人々が総意として孤独死の完全な解消を目指し，老人を徹底した監視下に置き完全な配慮を払ったとしても，それで幸福な生を得ることが出来るとは考えていない。アーキテクチャが設定

する規則を無意識のうちに遵守することを追い求めて，そこから逸脱する自由を否定することには同意していない。例えば，老人の中にも，他人や家族に気兼ねなく一人の生活を謳歌したいとか，プライバシーを確保したいといった，アーキテクチャによる強制とは対立する選好を持つ者が居るかもしれない。このように気ままな生活とかプライバシーが確保された生活を優先しアーキテクチャから逸脱することを優先すれば，その者については孤独死のリスクが生じるわけだが，このリスクを引き受ける自由も認めるべきではないかと筆者は考えるのではないか，と思われる。（347 字）。

（採点基準）

全文を読んで，これを足がかりに，架空の設定に対して筆者であればどのように考えるかを推測することを求める問題である。特に本文の最後のパラグラフ（5 行）が解答の足がかりになることに気づけばさほど難しい問題ではない。筆者は，①アーキテクチャによる完全監視下で生活することが幸福ではない，②これから逸脱する自由を否定できないと考えており，これを基に具体的な設定（老人の集団生活とかガラス張り住居での生活を求めるとかといった設定）に対する解答を考えればよい。

以上

令和８年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 小論文

第１　出題趣旨

本小論文試験は、法曹に求められる長文読解力、論点抽出力、論理的思考力及び文章力を試すことを目的としており、より具体的には、解答に必要な要素を課題文中から抽出する能力、論理構造を把握する能力、考えを文章として表現する能力を多面的に評価することを目的としている。

第２　採点基準及び解答例

１　設問１

（解答例）

この比喩は、身近な犯罪や他人からの被害を避けるために、人々がより強大で抗えない権力や支配に無批判に従ってしまう危険を示している。秩序や安全を優先するあまり、法や権力のもつ強制性や暴力性を見失い、結果として自由や自己決定、さらにはそれと不可分な生命や身体を、進んで委ねてしまう問題を表している。（146 字）

（採点基準）

①比喩の構造を理解しているか、②法・権力と暴力の問題に結び付けているか

２　設問２

（解答例）

筆者は、法や自由が成立するためには、自己と他者が区別され、権利や責任の主体が確定していることが前提になると考える。自然状態では、社会契約以前にそのような分化の契機が存在せず、人々は単一の全体として行動すると想定されている。そのため、誰が侵害したのか、誰が責任を負うのかを判断できず、義務や権利の観念も成立しない。結果として、法も自由も存在しえないと筆者は結論づけている。（185 字）

（採点基準）

①自己と他者の分化という点を押さえているか、②法と自由との論理的関係を説明できているか

３　設問３

（解答例）

法や権力を不要とする社会構想は、一見すると個人の自由を最大限に拡張するように見える。しかし筆者は、そのような社会が成立するためには、対立や紛争、例外が生じないことが前提とされる点を問題にする。支配者や法が存在しない代わりに、人々が同じ価値観や行動様式を共有し、全体として統一的に振る舞うことが求められるからである。その結果、異議や差異は許されず、個人は暗黙の規範や法則性に従うことを強いられる。このように、解放はかえって厳格な繋縛へと反転すると筆者は考えている。（231 字）

（採点基準）

①逆説（解放→繋縛）を正確に捉えているか、②因果関係を論理的に説明しているか、③課題文全体

（ユートピア論等）と整合しているか

４　設問４

（解答例）

課題文を踏まえると、現代社会では対立や紛争を例外的なものとして否定するのではなく、それらが不可避であることを前提に扱う制度が求められる。対立や紛争を前提としない社会構想は、一見すると安定的で合理的に見えるが、実際には異議や少数意見が想定されず、人々に同一の価値観や行動様式を求めることで、全体的な同調や拘束を強める危険を孕む。これは、課題文が指摘する、法や権力を否定する構想が、かえって強い拘束を生み出すという逆説と通じる。例えば裁判制度は、当事者間の対立の存在を認めつつ、公開された手続において法律に基づいて判断を行う仕組みである。そこでは、各当事者の主張や反論が、法律に基づく手続の中で審理され、不合理であるという理由で単純に排除されることはない。自由で多様な社会を維持するためには、対立を制度の外に押し出すのではなく、法や制度の内部で引き受け、一定のルールのもとで制御する枠組みが不可欠である。（400 字）

（採点基準）

①課題文の指摘を正確に踏まえているか、②「対立をどう扱うか」という制度的視点があるか、③具体例が論点と適切に結び付いているか、④論理構成・表現の明確さ

以上